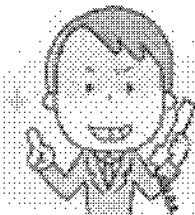


## くらしの情報あれこれ コンビニ払いを指示する架空請求に注意しましょう

### 事例

スマホに「動画サイトの料金が未納になっている。本日中に連絡がないと法的措置に移行する」というメールが届いた。心当たりがなかったため電話したところ、10万円を支払うよう脅され、指示されるままコンビニで支払ってしまった。



実在する動画サイトを騙る架空請求メールの相談が急増しており、最近では電子マネーやコンビニ収納代行などを悪用する手口も増えています。支払ってしまうと取り戻すことは困難なので、十分に注意しましょう。

### アドバイス

- ・詐欺業者に電話をかけた直したり、メールに返信することは、自分の個人情報を教えてしまうことにつながります。覚えのない請求や不審だと思える請求には連絡せず無視しましょう。
- ・誤って連絡してしまった場合でも、住所、氏名などの個人情報は絶対に伝えてはいけません。
- ・架空請求などの迷惑メールが届かないように、メールの受信設定を変更するなど、対策を講じましょう。

消費生活センター ☎443-2047

▶▶▶消費生活センター相談受付時間…土日祝を含む毎日10:00~18:30(年末年始およびCIC休館日は除く)